一般競争入札公告

沖縄県企画部情報基盤整備課が発注する業務用自動車賃貸借に関する契約について、一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月3日

沖縄県知事 玉城 康裕

- 1 入札に付する事項
 - (1)件 名 業務用自動車賃貸借契約
 - (2) 契約の内容 仕様書及び入札説明書で定める内容によること。
 - (3) リース期間 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで(60ヶ月)
 - (4)納入の場所 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県企画部情報基盤整備課)
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務 を担当する組織の名称、所在地等

沖縄県企画部情報基盤整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟14階

電話番号 098-866-2036

FAX 番号 098-867-2998

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法
 - ア 交付期間

公告日から令和7年2月17日(月)まで

イ 交付方法

沖縄県ホームページに掲載する。

[URL]

https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025069/1025838/1032714.html

3 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

- (1)沖縄本島内に本社(本店)又は支店(営業所等)を有すること、並びに、契約に 関する事務をこれら沖縄本島内の事業所等で行う者であること。
- (2) 自動車の賃貸借に関し、過去5箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含

む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を有し、かつ、 これらすべて誠実に履行した又は履行していること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (4)入札参加資格確認申請書の提出日までに本県の指名停止処分等を受けていない 者であること。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と 関係を有している者でないこと。
- (7)申請する日前の直近3年間の県税(事業税及び県民税)に関し滞納がない者であること。

4 入札参加資格の確認について

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1)提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)

※支店、営業所等で申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること

- イ 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ウ 財務諸表(直近の決算報告書:貸借対照表、損益計算書等)
- エ 自動車の賃貸借に関して、過去5箇年の間の契約実績を証する書類(同種同規模等契約の実績)(契約書写し)
- オ 申請する日前の直近3年間の県税に関し、滞納がないことを証する書類(納 税証明書)
- (2) 提出先及び問い合せ先

沖縄県企画部情報基盤整備課 情報通信基盤班

(3) 申請書等の提出期限

この公告の日から令和7年2月12日(水)16:30まで(郵送の場合、令和7年2月6日(木)16:30までに必着)

※持参による場合は土・日、祝日を除く8:30から16:30までの間 ※郵送による場合は、配達が確認できる方法にて送付すること。

(4)入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和7年2月14日(金)(予定)までに通知する。

5 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和7年2月17日(月)10:00
- (2) 場所 沖縄県庁14階 防災無線統制室 (那覇市泉崎1-2-2)

7 入札方法等

入札説明書による

8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)第 100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて 得た額の 100分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。 ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を 提出した場合。
- (2)国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模を ほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2カ年の間に履行期限 が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる資料の提出があった場合。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は還付せずに徴収する。
- (4)入札保証金納入の必要がある場合は、令和7年2月7日(金)12:00 までに入札 参加資格申請書と併せて「入札保証金納付書発行依頼書」を提出すること。

9 契約保証金に関する事項

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付 を免除することができる。

- (1)保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2)過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、 かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

10 その他

- (1) 本件に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例」に基づく契約であり、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった 場合は、県は、当該契約を解除する。
- (2)申請関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び 日本国通貨とする。
- (3)入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (5)入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「3 入札参加資格に関する事項」 に掲げる要件を満たさない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものと する。
- (6) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法(昭和23年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。